

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会福祉士会
NEWS



No.217
SEPTEMBER.2025

ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

会長就任あいさつ	1
第37回通常総会を開催しました	2
2025/2026年度 新理事・監事のご紹介	3
第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)の いのち・権利・暮らしをまもり、支えるソーシャルワーク	5
声明文・意見・要望書を発信しました	11
2025年度ソーシャルワーカーデー報告	12
「2026年度予算・制度に関する提案書」を提出しました	14
災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議に出席しました	21
2025年度補助金事業	22
最高裁からの情報 後見等事務報告に関する統一書式と後見人に 求められる身上保護事務について	23
厚生労働省からの情報 障害福祉分野における新たなソーシャル ワーク職種(相談支援員)の創設について	23
情報コーナー/BOOK/四谷事務局だより	24

会長就任あいさつ

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 山下 康

2025年6月21日(土)、第37回通常総会後の臨時理事会において、日本社会福祉士会会長に選任されました山下康です。西島善久前会長より引き継ぎ、第10代目会長となります。

私は、東日本大震災の翌年の2012年から、コロナ感染症が広がりを見せる2020年までの9年間、神奈川県社会福祉士会会長を務めていました。その後、日本社会福祉士会の理事を2期4年務めたのち、このたび日本社会福祉士会の会長という重責を担うこととなり、身の引き締まる思いです。

さて、本年我が国は戦後80年という大きな節目を迎えました。戦争という悲惨な経験を経て築き上げてきた平和と福祉の礎を、私たち社会福祉士は改めて胸に刻み、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、専門職としての使命を果たしていかなくてはなりません。そして人権が保障されるソーシャルワーク実践を私たちが創り上げていく必要があります。

世界に目を向けると、戦争や紛争、内戦などが続き、兵士が殺され、市民が巻き込まれ、子どもや障害者などが次々と命を奪われています。2024年の世界における犠牲者数は15万人を超えるとの報告もありますが、この数字の中には一人ひとりの生活があ

ります。家族がいます。未来があります。様々な背景をもった一つの命があることを忘れてはなりません。命は平等です。私たちは国際連帯の中、国際ソーシャルワーカー連盟としての発信力を高めていくことが重要です。

国内に目を向けると、命や権利、暮らしはまもられているのでしょうか。地域の中で孤立し、一人で悩み、様々な困難を抱えている方がたがいます。そして、現在の日本の社会福祉を巡る政策的な課題は、65歳以上人口が3割を占めるとされている、いわゆる2040年問題です。人材不足、社会保障費の増加、高齢者の孤立、追い詰められた高齢者の犯罪などの課題もあります。一方で、子ども家庭分野の課題に対応するためこども家庭ソーシャルワーカー認定資格制度も始まりました。

このように地域の中には様々な課題が絡み合っていますが、私たち社会福祉士は、一



山下康会長

人ひとりが豊かに楽しくその人らしい人生を送ることができるよう人権と権利を擁護していきます。また、人と人をつなぎ、人と地域、人と社会をつなぎ、安心して暮らしていける包摂的な社会を目指していきます。ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が一番力を発揮できる分野です。

私は、現場から未来へつなぎ、福祉の力を信じてすべての人が尊重される社会を創るため、皆さまと

共に力強く歩んで参ります。そして、日本社会福祉士会がこれまで築き上げてきたものを大切にしつつ、時代の変化や社会の多様なニーズに応えるべく、新しい視点と活力をもって取り組む所存です。私たち社会福祉士は力を結集し、福祉専門職としての使命を果たして参ります。

今後とも、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第37回通常総会を開催しました

2025年6月21日（土）に鉄鋼会館（東京都中央区日本橋茅場町）において、47の正会員（都道府県社会福祉士会）の代表者が出席（内、4正会員は書面表決）し、第37回通常総会を開催しました。

第1号議案「2024年度決算報告」は、第1号報告「2024年度事業報告」と合わせて報告がありました。決算報告については中田副会長（当時）から、決算の概要および公益認定における財務三基準である「公益目的事業の収支相償（収支がマイナスであること）」「公益目的事業比率（50%以上であること）」「遊休財産の保有制限（公益目的事業費以下であること）」を満たしていることなどについて説明しました。事業報告については安藤副会長から説明しました。続いて、笠田監事から、監査結果として事業および会計について適正に執行されていることが報告されました。質疑の中では、公益通報に関する対応について西島会長（当時）から説明がありました。採決の結果、本議案は賛成多数で可決されました。

第2号議案「役員選任案」は、選挙管理委員会の濱崎隆広委員長から、役員候補者の選出経緯と候補者の報告を行いました。その後、理事候補者13名と理事会より選任された監事候補者2名について一人ひとり採決を行い、全員が賛成多数で可決されました。

第2号報告「2026年度予算・制度に関する提案書」では、西島会長から、厚生労働省、こども家庭庁、内閣府、法務省等の関係省庁への提案内容と、意見交換の状況について報告しました。提案書は、各委員会および全国の正会員からの意見をもとに理事会においてとりまとめたもので「重層的支援体制整備事業における社会福祉士の配置促進」「中核機関への社会福祉士の配置促進」「災害福祉支援に関する要望」「介護保険施設における社会福祉士の評価」「司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備」「更生支援計画の活用促進」「スクールソーシャルワーカー任用における社会福祉士の配置と勤務条件の改善」「外国人支援に係る連携・共働の強化」など、幅広い内容が

盛り込まれています（詳細は14頁参照）。

第3号報告は、西島会長から、2024年度に発出した声明および関係行政機関等への意見・要望等について報告しました。

引き続き行われた事務連絡では、まず規程類の改正についての報告がありました。第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会、2025年度）について、島根県社会福祉士会の田中涼会長から準備状況が報告され、参加の呼びかけが行われました。続いて、青森県社会福祉士会の納谷むつみ会長から、第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会、2026年度）の開催に向けた動画が紹介されるとともに、その後の開催予定地である奈良（第35回、2027年度）、宮崎（第36回、2028年度）、群馬（第37回、2029年度）が、力をあわせてバトンをつないでいくことが確認されました。その他の事務連絡として、2024年度事務局代表者会議の開催報告、後見委員会からの『中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業』報告書の活用について、法制審議会民法（成年後見）部会中間試案についておよび最高裁判所から発出された「後見等事務報告書に関する統一書式と後見人に求められる身上保護事務について」の報告、第38回（2030年）全国大会開催地募集、障害福祉分野における相談支援員の制度紹介、ソーシャルワーカーの記念イベントの企画・実施および実施報告の依頼、三重県社会福祉士会が制作したオリジナル絵本『タナカさんとボクのくつ』のクラウドファンディングへの協力依頼などが共有されました。

議案資料集および議事録は、本会ホームページに掲載しています。

2025/2026年度 新理事・監事のご紹介

第37回通常総会にて、2025年6月21日から2027年度通常総会までを任期とする理事13名および監事2名が決まりましたのでご紹介します。

 <p>会長 ①山下 康 (やました やすし) ②神奈川県社会福祉士会 ③社会福祉法人かながわ共同会 ④理事長 ⑤人権を守り、差別を見過ごさないこと等、すべての人が尊重される社会を作る。 ⑥正会員の皆さま、事務局、理事会が連携し、生活を支えるという共通の目的に向かい、全国の実践を支え、温かい専門職集団を作ります。</p>	 <p>副会長 ①安藤 千晶 (あんどう ちあき) ②静岡県社会福祉士会 ③静岡市清水医師会 ④総合相談部長 ⑤ワクワクする毎日を過ごすこと。 ⑥最後の2年間で、残された課題に取り組みます。次期は多くの女性理事で理事会を盛り上げるよう働きかけを行います。</p>
 <p>副会長 ①岡本 達也 (おかもと たつや) ②富山県社会福祉士会 ③富山県社会福祉士会 ④理事 ⑤一隅を照らす ⑥ソーシャルアクションを通じて、社会福祉士制度がよりよくなるよう、次世代へ繋いでいくこと。</p>	 <p>副会長 ①角山 信司 (かどやま しんじ) ②沖縄県社会福祉士会 ③社会医療法人仁愛会 ④システム統括課 課長 ⑤座右の銘はありきたりかもしれませんが、「一期一会」です。 ⑥慌ただしいこの世の中ですが、一つ一つ、一瞬一瞬を丁寧に真摯に向き合い、取り組んでゆきたいと思います。</p>
 <p>理事 ①伊東 良輔 (いとう りょうすけ) ②福岡県社会福祉士会 ③一般社団法人ぱるむ ④代表理事 ⑤社会福祉士の社会的地位向上を目的として日々活動しています。 ⑥国際担当理事として多文化ソーシャルワークの普及啓発と共に、起業・独立を志す社会福祉士を支援してまいります。</p>	 <p>理事 ①神内 秀之介 (じんない しゅうのすけ) ②北海道社会福祉士会 ③ふくしのよろずや神内商店合同会社 ④代表社員 ⑤座右の銘は「向き不向きより前向き」です。 ⑥2期目となりました、1期目より更にお役に立てるよう新たな気持ちで頑張ります。</p>
 <p>理事 ①直木 慎吾 (なおき しんご) ②大阪社会福祉士会 ③大阪市成年後見支援センター ④相談員 ⑤Ready for life「人と地球によりよい未来を」スカウティング同様に社会のために尽くします。 ⑥日本社会福祉士会の設立宣言に深い感銘を受けて入会しました。創設時の先輩方の熱い想いを次代へ継承しつつ、課せられた役割と課題に取り組みたいと思います。よろしくお願ひします。</p>	 <p>理事 ①中島 康晴 (なかしま やすはる) ②広島県社会福祉士会 ③REGIONOグループ ④代表者 ⑤職場で生まれた実践を整理し、外部への発表を促しています。 ⑥社会福祉士の資質向上のために、微力ながら、尽力させていただきます。</p>

【プロフィールの見方】 ①氏名 ②所属都道府県社会福祉士会 ③勤務先名称 ④職種・役職
⑤日頃、大切にしていること ⑥理事・監事としての抱負

 <p>理事 ①中村 直樹 (なかむら なおき) ②青森県社会福祉士会 ③弘前医療福祉大学短期大学部 ④准教授 ⑤ホスピタリティ豊かな対応をできるように日々努力しています。 ⑥理事2期目の今期より、全国大会(青森大会)と生涯研修の担当理事に就きました。全力で努めてまいります。</p>	 <p>理事 ①中山 貴之 (なかやま たかゆき) ②兵庫県社会福祉士会 ③兵庫県社会福祉士会事務局 ④次長 ⑤感謝の気持ちを忘れない。 ⑥社会福祉士の認知度向上、資質向上、地位向上、そして社会福祉士会の更なる発展のために全力で取り組みます。</p>
 <p>理事 ①丸山 晃 (まるやま あきら) ②東京社会福祉士会 ③立教大学コミュニティ福祉研究所 ④研究員 ⑤関わる事柄についての経緯や沿革を知ることが大切にしています。 ⑥会にかかわる人や情報や工夫を県士会を超えてつなげていくことで、アイデンティティを高めていきたいと考えています。</p>	 <p>理事 ①宮崎 靖 (みやざき やすし) ②愛知県社会福祉士会 ③名古屋柳城短期大学 ④非常勤講師 ⑤健康のための体力づくりと家庭を大切にしています。 ⑥社会福祉士の認知度を上げ、組織率が向上し魅力ある会になるよう取り組みたいと思います。</p>
 <p>理事 ①米田 順哉 (よねだ じゅんや) ②愛媛県社会福祉士会 ③NPO法人家族支援フォーラム ④理事長 ⑤感謝の心と謙虚な姿勢の温顔=無敵 ⑥微力ですが障がい分野で力を尽くしたいと思います。</p>	 <p>監事 ①笠田 朋宏 (かさだ ともひろ) ②— ③笠田公認会計士税理士事務所 ④所長 ⑤生きること。 ⑥監事2期目です。数字のみならず、福祉を少しかじった経験の観点からお役に立てれば幸いです。</p>
 <p>監事 ①竹内 則夫 (たけうち のりお) ②東京社会福祉士会 ③東京都社会福祉協議会 ④非常勤 ⑤中庸でしょうか。中途半端にならないよう、苦勞しますが。 ⑥専門的な知見を有する理事の方々が、その力を発揮できるよう、自身の役割を全うして行きたいと考えます。</p>	

第37回通常総会で退任された役員

ご尽力いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

- 西島 善久 氏 (大阪社会福祉士会)
- 中田 雅章 氏 (岡山県社会福祉士会)
- 栗原 直樹 氏 (埼玉県社会福祉士会)
- 徳永 実 氏 (香川県社会福祉士会)
- 星野 美子 氏 (東京社会福祉士会)
- 江原 伸弘 氏 (神奈川県社会福祉士会)



第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）
いのち・権利・暮らしをまもり、支えるソーシャルワーク
～人と地域をつなぐ縁結び社会へ～

2025年7月5日（土）・6日（日）の2日間にわたり、くにびきメッセ（島根県松江市）において、第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）を開催しました。本大会には、会員をはじめ福祉関係者など約1,000人が参加しました。現在、オンデマンド配信を行っています（オンデマンド配信期間は9月30日までの予定）。

「くにびきメッセ」は松江駅から徒歩10分とアクセスが良く、歴史と文化に彩られた松江の魅力を感じられる会場です。

島根県社会福祉士会の渡辺秀美実行委員長（副会長）の開会宣言で、2日間の全国大会がスタートしました。渡辺実行委員長は、冒頭、戦争や災害によって困難な状況にある国内外の人びとへの思いを述べた上で「いのち・権利・暮らしをまもり、支えるソーシャルワーク」という大会テーマに触れ「社会変革を担う私たちソーシャルワーカーに何ができるか」を問いかけました。

また、何かを変えるには「3つのD」が必要であるとして「Dream（夢を持とう）」「Discover（自分の力を見出そう）」「Do（行動しよう）」という言葉を紹介し、参加者に対し「自らの夢や力を見つけ、一歩を踏み出す契機にしてほしい」と呼びかけました。このメッセージには、社会変革を担う私たちソーシャルワーカーへの力強い期待が込められていました。

続いて、山下康日本社会福祉士会会長は「ようこそ縁結びの国・島根にお越しくださいました」と歓迎の言葉を述べました。そして、大会テーマに関連し、戦争でいのちや暮らしをおびやかされる人びとがいる世界の情勢、人材不足、社会保障費の問題、孤独や孤立、被災者の生活再建など困難を抱える国内の状況と、それに対する本会の取り組みを振り返りながら「縁結びの地・島根で全国の社会福祉士の実践や研究報告を共有し、楽しく充実した2日間を過ごしましょう」と呼びかけました。



渡辺秀美氏による開会宣言

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

TYPE H

社会福祉士様
各種法人様向け

TYPE P

都道府県社会
福祉士会会員様向け

機能とポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額！ 特価キャンペーン実施中！

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2026年3月末日までの予定です。詳しくはホームページをご確認ください。

Legal[®] 法律とコンピューター

株式会社リーガル

<https://www.legal.co.jp/>

本 社 TEL 089-957-0494

東京営業所 TEL 03-5360-1755

名古屋営業所 TEL 052-856-2090

大阪営業所 TEL 06-6940-3440

福岡営業所 TEL 092-432-9078

行政講演

地域共生社会におけるソーシャルワーク専門職としての 社会福祉士への期待

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室長 吉田 昌司 氏

吉田昌司氏は、冒頭、中期・長期的な見通しを含め「地域共生社会の在り方検討会議（中間とりまとめ）」や「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」などをはじめ、厚生労働省として総合的な支援体制を推進している施策動向について説明されました。特に、就職氷河期世代や高齢化、男性高齢単身者の増加などの課題について触れ、つながりの欠如がもたらす孤立や困難に対して、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の役割がますます重要となっていると述べられました。

また、人口構造、世帯構成の変化や孤立の実態のデータに基づき、特に「会話が2週間に一度未満」という高齢者が14.8%に上ること、不登校やひきこもり、自殺といった社会的孤立の広がりを課題として挙げられました。自ら相談に行けない人、困っていることに気づいていない人への対応には、アウトリーチや伴走型支援が必要であるとの認識を示されるとともに「居住支援の強化」として生活困窮者自立支援法の改正を行い、自立相談支援事業の窓口に「属性を問わない住まい相談」として、住まいに関する相談をしっかりと受け止めるような機能をつくることを自治体に依頼していることについて報告されました。また、居住支援法人等が大家と連携し「日常の安否確認・見守り」「生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う「居住サポート住宅認定制度」が創設されたことが紹介されました。

また、災害対策基本法に福祉的支援が位置づけられたこと、被災者支援の制度が整備されてきたことなどについて説明し、平時から体制整備を進める必要があると述べられました。

特に、災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能・役割が重要となるため、2025（令和7）年度における調査研究事業（社会福祉推進事業）として、日本社会福祉士会が、被災地支援における活動に関するヒヤリング調査を実施し、事例集を作成する予定であることが報告されました。

さらに、令和6年度介護報酬改定において、在宅復帰率等のデータが評価され、介護老人保健施設における社会福祉士の配置が報酬化につながったことに

触れられ、現在、高齢者の最終的な居場所となる特別養護老人ホーム等における看取りについて、社会福祉士がどう関わっていけるかなどの役割に関する調査を日本社会福祉士会が研究事業（令和7年度事業（老人保健事業推進費等補助金））として実施していることについても説明されました。

最後に、地域共生社会の実現のためには、縦割りを超えて社会や地域とのつながりが求められており、本人に寄り添い関係者の調整する社会福祉士の役割への期待が述べられました。



吉田 昌司 氏

日本伴走型支援協会 × 日本福祉大学

伴走型支援

基礎講座

つながり続ける支援「伴走型支援」を学ぶ
認定資格「伴走型支援士」取得の1st Step 講座

全15回 開催形式：オンデマンド配信

お申込みはこちら




基調講演

社会福祉士は真の権利擁護者になりえるか

東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授 東洋大学社会貢献センター長 高山 直樹 氏

高山直樹氏は、権利擁護の意味と意義について、日本の福祉構造の現状に対する「抑圧」という視点から「おかしい」ということに対して声をあげていくことが重要であると説明されました。その上で、社会福祉士とは人格を通じて価値・倫理に基づいた知識と技術を提供し、利用者の尊厳・生命・生活をまもる要となる存在であると述べられました。

はじめに、日本の福祉構造に触れ、制度の限界に対して「シカタガナイ」と諦めることは、権利侵害や虐待といった、人間の尊厳が脅かされている社会問題につながるのではないかと問題提起されました。

権利擁護は「アドボカシー」であり、反抑圧的ソーシャルワーク（Anti-Oppressive Practice, AOP）は「シカタガナイ」ことに対して声をあげないことを、抑圧の内面化であると指摘し、津久井やまゆり園事件を例に「普通」の有無によって人に優劣をつける優生思想が、社会の多様性を奪う原因につながるのではないかと説明されました。こうした価値観に対し、社会福祉士が自らの内なる差別に対して深く洞察し、どう向き合っていくかが、権利擁護を進める上で極めて重要であると述べられました。さらに「意思決定支援」と「意思表出支援」の意義について触れられ、環境要因へのアプローチとして、本人に合った居場所と環境づくりが支援の基盤であると説明されまし

た。自分が誰かの役に立っていると実感できる「存在有為的な居場所」の重要性を強調し、また、国際生活機能分類（ICF）の視点からは、本人にとって最も大きな環境要因が「支援者」であり、支援者自身も「当事者」であると述べられました。病気や障害ではなく、同じ人間としての「生きる苦悩」に目を向け、その苦悩に新たな解決を見出すことが重要であると指摘されました。

最後に、社会福祉士は「シカタガナイ」と抑圧するのではなく、社会を変える力をもつ存在であると語り、真の権利擁護者としての覚悟と責任を改めて問いかげられ、社会福祉士は当事者でもあるということ強く提示されました。社会福祉士は支援者である前に、ひとりの人間であり、それぞれに考え方や価値観があることを理解した上で、最善の支援を考えていくことが重要であると、改めて考えさせられる機会となりました。



高山 直樹 氏

シンポジウム

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士がみつめるまなざし ～しまねのソーシャルワーク実践から～

シンポジスト	大田市社会福祉協議会 島根県教育庁人権同和教育課SSW・SV 相談支援センターえん	飯田 啓介 氏 松本 潤子 氏 齊藤 建 氏
コーディネーター	島根県社会福祉士会 会長	田中 涼 氏
コメンテーター	東洋大学 教授	高山 直樹 氏

シンポジウムでは、島根県内の社会福祉士3名が登壇され、ソーシャルワーク専門職であるために「何を見つめているのか」「何をまなざしとしているのか」その中での苦勞や葛藤について、日々のソーシャ

ルワーク実践からお話をいただきました。

はじめに、飯田啓介氏からは、ソーシャルワーカーである自分自身をどう見つめているのか、思いのこもった報告がなされました。

急な人口減少が続く中、さまざまな背景によって地域でのつながりからこぼれ落ちていく存在があり、そのような状況に陥る前に何かできたのではないかと、つながりやあり方へのアプローチの必要性や予防的な視点についての問題意識を強く持っていることが述べられ、一人の相談事例から、地域の中で大切に使われてきた古民家を活用した地域住民同士のつながりの場を作った事例が紹介されました。事例の中では、住民同士が関わる中でエンパワメントし合っていると感じたこと、地域住民だからこそ共感できる多様なアンテナが沢山あること、共感性をより高めていくものが「つながり」であり、地域力が大切であることが話されました。

また、今後に向けて、自身は未完であるからこそ、日々の実践を振り返り試行錯誤し学びを続けることを止めどなくやっていくこと、悩み・もがきながら仲間やソーシャルワーカーとのつながりの中で弱さや弱みを共有・共感していくこと、自らを振り返り・気づき・発見できる専門職になり得るよう問い続けていきたいことへの思いが述べられました。

次に、松本潤子氏からは、スクールソーシャルワーカーとして、スーパーバイザーとして、常に「子どもが何を考え、今どのような気持ちでいるのか」を考えながら日々活動している中で「こどもまんなか」の状況・状態を創ることの難しさ、苦しみや葛藤、ネットワーク作りでの価値の対立などにどのように向き合っているのかについて報告されました。

学校、保護者、支援者などが一緒に考える場として「不登校対応ワークショップ」や「いじめ対応ワークショップ」が紹介され、「こどもまんなか」を実現するには、周りの大人同士がつながり、安心安全な大人の関係性を子ども達に見せていくことが重要であること、これにより、子どもは安心して自身の言葉で語りだせるようになること、また、その先を考えたときには、子どもと大人の対等な関係づくりのあり方をもっと模索していく必要があることを話されました。子どもを真ん中にして大人が守っていくことは確かに重要ではあるが、その前に、子どもを対等なパートナーとして目線を合わせて声を聞き、手を携えて、横長につながって前に進むイメージも必要であること、それは、子どもだけでなく大人同士も同じであり、日々の実践の中で忘れないよう進んでいきたいとの思いが述べられました。

続いて、齊藤建氏からは、成年後見人の受任活動を通じて人権への配慮・まなざしに向き合う実践の中から、個別ケースだけでなく、地域づくりや政策などにどう反映していくのかについて報告がされま



飯田啓介氏、松本潤子氏、齊藤建氏

した。

セルフ・ネグレクトの事例が紹介され、社会福祉士として寄り添いながら支援ができた一方、住宅や食生活の課題が早期に解決できなかったことに、アセスメント力不足を痛感していること、専門職だけでなく地域住民を含めたネットワークを構築し、地域の包容力を強く感じる経験となったことが話されました。

また、権利侵害から護る・予防する狭義の権利擁護と、その人らしい生活を送れるよう支援する積極的権利擁護の双方の視点・取り組みが重要であり、地域の中で人権・権利がしっかりと護られていく仕組みにしなければならないこと、社会福祉士には、自治体とともに地域の権利擁護支援体制を構築していく責任があり、自治体の後方支援も重要な活動となること、その一環として島根県社会福祉士会では、虐待対応専門職チームの派遣や虐待対応現任者標準研修を実施していることなどが話され、その先にある権利侵害からの回復・予防を社会福祉士のミッションとして、今一度、心に刻みながら実践していきたいとの思いが述べられました。

3名の報告を受け、コメンテーターの高山直樹氏からは、実践には①さわやかな実践、②あきらめない実践、③立ち尽くす実践があり、立ち尽くすまでやっているか、立ち尽くした時に弱さが出てくること、弱さを共有することでつながりをもち、何か生まれてくること。また、人口減少は最大の課題であり、「関係人口」をどのように増やしていくか、他県の人やさまざまな職種の方がたと連携することで、自由に柔軟に作っていく要となる、一歩踏み出していただけるとよいと話されました。

最後にコーディネーターの田中涼氏からは、私たち社会福祉士は社会構造や政策の中で弱い立場に立たされている。それは個人の弱さでもありソーシャルワーカーとしての弱さでもある。その弱さは、あつてはいけない弱さではなく、むしろ必要な弱さである。その弱さがある故に「立ち尽くす実践」ができるようになり、だからこそ皆で支え合うつながりや連帯が生まれてくる。多くの制度や政策、規則・ルールに縛られなが

らも、私たちソーシャルワーカーとしての思考は誰にも縛られない。大会参加者の皆さまには、今日の内容を受け入れていただきながら、自分自身ではどのような葛藤があるのか、どのようなことをまなざし

として見ているのかを考え、また場所を変えて続きのディスカッションを本音でできたらと思う、と締めくくられました。

記念講演

映画に込めた日本の底力～地域を護ることは命を護ること

映画監督・脚本家 錦織 良成 氏

島根県出雲市出身の映画監督・脚本家である錦織良成氏は、作品の7割を島根県を舞台に撮影し、多くの国際映画祭で受賞歴を有しています。今回の講演では、ネガティブになりがちな地方にいることをポジティブに生きていくと語られ、実際に映画の一部を上映したうえで、故郷を舞台に映画を撮る理由や映画に込めた思いについて語られました。

故郷を舞台に映画を撮る理由

世界では映画の題材は多様であり、あらゆるテーマが描かれています。しかし日本では「刺激的で、最終的には成功する」という典型的なエンターテインメントに偏っていると錦織氏は指摘されました。エンターテインメントは最後には成功し、うまくいくのだが、人生はうまくいかないことの繰り返し。それが人生であり、元気がないときには、エンターテインメント映画を見ても元気にはなれないと述べられました。

錦織氏が演出家を志して上京した当時、映画はあくまで商業的なものであり「経済成長こそが発展」「豊かさの象徴は都会にある」という考えが主流でした。しかし、24年前に故郷・島根半島の美しい街並みや海・自然、そして地方の日常を描いたエンターテインメントではない映画『白い船』(2002年公開)がミニシアター系邦画作品部門で全国興行成績第1位を記録し、錦織氏は「安心・安全な暮らし」や「豊かなコミュニティ」「伝統」「自然環境」といった地方にある価値に改めて気づかされます。

その後、錦織氏は7年前には母親の介護のためUターン。「RAILWAYS」(2010年公開)では、エリート人生を歩んでいた主人公が、母親が倒れたことをきっかけに帰郷し、電車の運転士になるという物語を描きました。そんな映画を作っておきながら、自身は「東京でなければ映画は作れない」「生活があるから帰れない」と思い込んでいたと振り返ります。ケアマネジャーの支援により、母親は亡くなる半年

前まで在宅で暮らし、家族に看取られて旅立つことができ、帰郷は「大正解」だったと自身の体験も語られました。

映画に込めた思い

錦織氏は、映画から社会の本質が透けて見えてくるものですが「もし、その社

会“常識”が間違っていたら？それを前提にした判断が社会全体を誤った方向へ導いてしまうかもしれない」といった問題意識を投げかけられました。

「RAILWAYS」では、「赤字だから廃線にする」といった地方鉄道の現実をテーマに取り上げており、取材を重ねるなかで、全国の7割以上の民間鉄道が赤字であり、多くは行政によって支えられている実態を知ったといいます。例えば、錦織氏の故郷(島根県)にある一畑電車は年間150万人が利用しており、仮に廃止された場合、松江から出雲にかけて朝の大渋滞が発生するとの試算もあり、住民の生活に多大な影響が出ることから、鉄道の存続は単なる収支の問題ではなく、150万人を支える命綱であることも知ってもらいたいという思いで映画を作られました。

赤字だからといって安易に切り捨て、それに支えられた人びとの生活があることを見過ごしてはならない。こうした課題は、今の社会に数多く存在しており、福祉の現場にも通じるものであり、声を上げられない弱者の存在に目を向けることが大切ではないでしょうかと投げかけられ、日本の映画は「コンテンツ」として消費されがちですが、世界では強いメッセージを発信する手段でもあり、丁寧に重ねた取材から見えた、世の中の“常識”とは異なる実態



錦織 良成 氏

についてのメッセージを発信し続けていきたいと映画に込める思いを語られました。

最後に、この大会に全国から集まった社会福祉士を神有月に出雲にあつまる神になぞらえ、地域の人

びとの暮らしに寄り添い、地域のつながりを支えている社会福祉士の仕事について、「誇りある仕事である」と深い感謝とエールが贈られました。



引継式 ～島根から青森へ～

島根大会 完走！
～次の舞台は「活彩あおもり」へ～
一般社団法人島根県社会福祉士会
会長 田中 涼

島根から青森へ！！
ご縁を広げる大会を目指して
公益社団法人青森県社会福祉士会
会長 納谷 むつみ

7月5日(土)～6(日)に開催した島根大会は、1050人を超える社会福祉士をお迎えし、熱気溢れる大会になりました。この場を借りて、島根大会にかかわりをもっていただいたすべての方に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

島根大会を終えた今、改めて感じるのは社会福祉士の「連帯」の必要性です。世界規模で尊い命が失われ、日々の暮らしに生きにくさを感じる現代だからこそ、それを生み出す社会構造の変革を遂げなければなりません。全国大会は、社会福祉士同士のご縁を紡ぐ「連帯の起点」として存在しているように感じています。

ここには書ききれない多くの願いと想いを次の舞台である青森県につなぎます。その後は、奈良県、宮崎県、群馬県、そして次に手を挙げてくださる県へとつながっていきます。

全国の社会福祉士の皆さま、次は「活彩あおもり」に結集しましょう！

今年の全国大会が終わりました。ご縁のくに島根の皆さまに支えられ、多くの学びと多くの仲間とのご縁を手にしたしました。

2022年の『三訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』に「倫理的ジレンマが必然」との記述があります。高山直樹先生が基調講演で「立ち尽くす」というお話をされた時、真っ先に思い出しました。そして、記念講演で錦織良成監督の「地域の底力」のお話を聞きながら、倫理的葛藤を抱えながら立ち尽くす私たちが力づけるのは地域という居場所なのだと思い至った時、今まさに自分がある全国大会という「場」の意味、仲間と共にいることの意味を実感しました。

来年はいよいよ青森に皆さまをお迎えできます。青森大会のサブテーマにある「わ」と「な」は「私とあなた」という意味です。島根でつないだ「私とあなた」のご縁を大きな円にし、更に大きな環(わ)から和(わ)にする大会を、全国の仲間とともに作り上げたいと思っています。皆さまのご参加をお待ちしております。



左から、島根県社会福祉士会 渡辺実行委員長、田中会長、青森県社会福祉士会 納谷会長、佐々木実行委員長

声明文・意見・要望書を発信しました

2025年5月以降、本会は、以下の声明文・意見・要望書を発信しました。
 「2026年度予算・制度に関する提案書」については、本ニュースの14ページから21ページに掲載しています。
 声明文・意見はホームページをご参照ください。

○声明文・意見・要望書

発信日	標題	発信先
5月29日	2026年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省(社会・援護局、老健局)、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、法務省、出入国管理庁、総務省
6月9日	「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」中間まとめを踏まえた論点について(意見)	第2回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会
7月9日	生活保護基準引き下げ訴訟に関する最高裁判決についての声明 (日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)による声明)	
8月15日	平和社会の構築に向けたソーシャルワーカーとしての決意と呼びかけ(声明) (日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)による声明)	
8月25日	民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に関する意見	法務省民事局参事官室



ホーム > 市民の皆様 > 声明文等/意見・要望書

日本社会事業大学大学院 社会福祉学研究科

博士前期課程(修士課程)2年/博士後期課程(博士課程)3年

科学的研究を通じ福祉現場を
より良いものに変えられる人に

2025年度説明会日程

日程	時間
10月25日(土)	12:30~15:00
11月8日(土)	12:30~15:00
12月13日(土)	12:30~15:00

公式サイト

説明会申込

お問い合わせ 広報・高大連携室
TEL:042-496-3083 Email:pr@jcsu.ac.jp

LINE公式アカウント好評配信中!!!

○最新のこんな情報をお届けします!

- ・日本社会福祉士会の研修情報
- ・福祉に関する行政や関連団体の情報
- ・日本社会福祉士会全国大会情報

…などなど

登録は以下のQRコードから!

2025年度ソーシャルワーカーデー報告

～全国各地のイベント～

本年度も海の日^{*}を中心に、全国各地でソーシャルワーカーデーのイベントが開催されました。この事業は、ソーシャルワーカーを地域住民に広く認知いただくことや関係団体との連携強化を目的に、継続的に実施しています。

本年度は、参集形式のイベントを中心に28府県で実施されました。

ソーシャルワーカーデーのロゴ入りバッジを販売しています（販売価格は500円）。

購入を希望される方は本会にご連絡ください。

E-mail : info@jacsw.or.jp



(2025年8月14日現在)

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
青森県	ソーシャルワーカーデー 2025 in あおもり ソーシャルワーカーにできること～専門職として、君たちはどう生きるか～	7月26日(土)	新町キューブ
岩手県	第13回ソーシャルワーカーデー記念 社会的孤立を考えよう～誰ひとり取り残されない社会のために私たちができること～	7月12日(土)	アイーナ会議室804A
宮城県	ソーシャルワーカーデー 2025 in みやぎ	7月26日(土)	仙都会館
秋田県	ソーシャルワーカーデー in あきた 2025 ソーシャルワーカーズ cafe	8月9日(土)	SOCIAL SQUARE 秋田山王
山形県	ソーシャルワーカーデー IN やまがた 2025	8月2日(土)	山形テルサ
福島県	令和7年度福島県ソーシャルワーカーデー 「親なきあと」を支える制度と仕組み	7月5日(土)	ビッグパレットふくしま
茨城県	令和7年度ソーシャルワーカーデー記念イベント	7月21日(月・祝)	水戸市民会館
群馬県	ソーシャルワーカーデー 2025 in Gunma 「人生 de すごろく」～ソーシャルワーカーがよりそう“マス”、あります～	7月26日(土)	群馬県社会福祉総合センター
神奈川県	2025 ソーシャルワーカーデー あなたのそばにいるよ ソーシャルワーカー～知ってほしい、なってほしい、みんなのために～	7月20日(日)	新都市プラザ
新潟県	ソーシャルワーカーデー 2025 ソーシャルワーカーのあれこれ、未来は僕らの手の中	7月21日(月・祝)	新潟ユニゾンプラザ

^{*}海はすべてを包み、生命を生み出す母胎であり、力強さにあふれていることから、「海の日」をソーシャルワーカーに対する関心と理解を拓げる象徴としてソーシャルワーカーデーを設定しました。

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
富山県	ソーシャルワーカーデー 2025 in とやま ～みんなで話そう！深めよう！ソーシャルワーカーの魅力～	7月19日(土)	富山市まちなか総合ケアセンター
福井県	ソーシャルワーカーデー 2025 in ふくい	7月21日(月・祝)	アオッサ
山梨県	ソーシャルワーカーデーやまなし 2025 福祉にふれるワークショップ	7月21日(月・祝)	山梨県防災新館
長野県	2025 長野県ソーシャルワーカーデー ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性を考えるフォーラム「地域共生社会の共同創造とソーシャルワーク～新たな価値を経験者と語る～」	7月13日(日)	長野大学
岐阜県	ソーシャルワーカーデー 2025 in 岐阜 私たちはどうソーシャルワークを広げるか～ 各団体の取り組みから岐阜県における ソーシャルワークの未来を考える～	7月21日(月・祝)	岐阜県総合医療センター
静岡県	ソーシャルワーカーデーフェス	7月19日(土)	青葉イベント広場
愛知県	ソーシャルワーカーデー 2025 in あいち ソーシャルワーカーに聞いてみよう！	10月19日(日)	金山南ビル 屋外イベントスペース
京都府	2025 ソーシャルワーカーデー 映画上映会『港に灯がともる』	8月3日(日)	ハートピア京都
大阪府	ソーシャルワーカーデーイベント 2025 年度記念講演会「ヤングケアラー支援の 現在地～私たちにできること～」	6月29日(日)	大阪府社会福祉会館
兵庫県	ソーシャルワーカーデー 2025 in ひょうご 福祉の就職説明会×相談コーナー	WEBサイト	兵庫県内7会場
岡山県	ソーシャルワーカーデー 2025 in おかやま 「この夏、〇〇を見つけよう！」 ～福祉の力でみんなが笑顔～	8月2日(土)	岡山コンベンションセンター
山口県	ソーシャルワーカーデー 2025 in 山口 ソーシャルワーカーと話そう！ ソーシャルワーカーと会ってみよう！	7月21日(月・祝)	ゆめタウン山口
徳島県	ソーシャルワーカーデー 2025 in とくしま その飲酒、SOSかも？～ソーシャルワーカー が知っておきたい依存症支援～	7月19日(土)	徳島県立総合福祉センター
香川県	ソーシャルワーカーデー in かがわ 2025 ソーシャルワーク フェスターみて、ふれて、 感じる ふくしの魅力	9月28日(日)	丸亀市市民交流活動センター
愛媛県	ソーシャルワーカーデー 2025 in えひめ キッズ福祉フェスタ/もしもの時のささえ愛～ 災害にそなえよう～	7月27日(日)	だんだんPARK
福岡県	ソーシャルワーカーデー企画 地域を、人を、未来を、つなぐ。ソーシャルワー カーの挑戦と創造	11月8日(土)	リファレンス大博多ビル
熊本県	ソーシャルワーカーデー 2025 in くまもと ソーシャルワーカー魂を受け取ろう！	7月19日(土)	熊本県総合福祉センター
大分県	ソーシャルワーカーデー ソーシャルワーカーってどんな仕事？	8月2日(土)	ホルトホール大分

「2026年度予算・制度に関する提案書」を提出しました

本会は、毎年6月を目途に、翌年度の国の予算・制度に関する提案書を提出しています。本年は、5月29日に、厚生労働省社会・援護局(日原知己局長)、内閣府(水野忠幸政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当))および子ども家庭庁(野中祥子虐待防止対策課長)、6月4日に厚生労働省老健局(吉田修審議官)、法務省(永井孝治参事官(総括))に、西島会長、安藤副会長、岡本副会長、山下理事、栗原理事が提案書を手渡すとともに、意見交換を行いました。また、内閣府(孤独・孤立対策推進室)、文部科学省、出入国管理庁(政策課外国人施策推進室)および総務省(自治行政国際室)にも提案書を送付しています。

提案書は、昨年度の提案事項を踏まえ、理事、委員会および都道府県社会福祉士会から意見のあった事項について、理事会で検討を重ね、作成しています。

日社福士2025-80
2025年5月29日

2026年度 予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日)では、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが記載されています。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○重層的支援体制整備事業における社会福祉士の配置促進

重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に答えるものとして創設されたものです。

令和6年度社会・援護局関係主管課長会議では、現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべきとされていますが、包括的な支援体制の構築にむけて自治体が継続的な取り組みを展開する上で必要な事業であり、十分な予算の確保をお願いします。

令和6年度の社会福祉推進事業で本会が実施した「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業」では、社会福祉士にはネットワーキング機能やアウトリーチ・保護機能、スーパービジョン機能等に関する期待が高く、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたる機能を発揮することが期待されています。

この仕組みを具現化するためには、ソーシャルワーク機能を発揮することが求められており、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の更なる活用に向け、具体的な検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。令和5年度、令和6年度の社会福祉推進事業で本会が実施した調査研究事業の福祉事務所に対する調査では「福祉事務所の業務に携わる社会福祉



左から、安藤副会長、栗原理事、山下理事、日原社会・援護局長(厚生労働省)、西島会長、岡本副会長

士は充足しているか」という問いに対し、回答した自治体の74.8%が「充足していない」という回答がなされるとともに、社会福祉士が「他の部署及び機関との連絡調整」「制度の理解」「社会資源開発」「自立支援」「スーパービジョン」「緊急性の判断」等において役割・機能を発揮していることが明らかになりました。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日）においても、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である」との記載があります。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、ソーシャルワークの専門性を有する社会福祉士の配置促進に向け、必要な措置の検討をお願いいたします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされており、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。そのため、実際に半数近くと同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。

また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についてもソーシャルワーク専門職である社会福祉士の配置促進に向けた更なる措置の検討をお願いいたします。なお、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用で配置されるよう、引き続き支援策を講じていただくようお願いいたします。

○孤独・孤立対策推進法による相談支援およびひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援は、現在、都道府県・市町村等併せて年間約20万件の相談が行われており、統計調査を開始した平成30年度の10万件から令和5年度には約22倍に増加しています。また、R5年度のデータからは、都道府県、指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」等の関係機関は、福祉

事務所以外の市町村窓口（11.0%）、保健所・保健センター（9.6%）NPO法人等の民間支援団体（8.9%）、自立相談支援機関（8.7%）、地域若者サポートステーション（8.4%）のほか、その他（警察署、訪問看護ステーション、法テラス、フリースペース等）（14.5%）等と多岐にわたっています。（「令和5年度ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移」厚生労働省（令和6年3月））。

令和6年4月1日より施行された孤独・孤立対策推進法により社会福祉士の活用による相談支援を行うなど、ひきこもり支援コーディネーターは、ひきこもり当事者やその家族への相談支援を行い、医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要であることに加え、個別支援を通じた社会資源開発、地域づくり・ソーシャルアクション等、ソーシャルワーク機能を発揮した専門性による支援の展開が不可欠であり、適切な支援に結びつけることとされていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いいたします。

○生活福祉資金貸付業務における社会福祉士の積極的配置促進について

生活福祉資金貸付業務において、相談者が抱える複合的な課題に対応し、包括的な支援体制を構築するためには、社会福祉士の積極的な配置が不可欠です。社会福祉士は、専門的なアセスメントを通じて相談者の生活課題を明確化し、医療機関や教育機関、地域団体などとの多機関連携を強化しながら、心理的支援や家計管理支援などの専門スキルを活用して相談者に寄り添った伴走型支援を提供します。また、こうした支援体制を評価・改善するために支援の効果を定量的に分析し、成功事例を全国に展開する仕組みを整えることが重要です。さらに、これらの取り組みを支える財源を確保し、社会福祉士の専門性向上を目的とした研修プログラムの充実を図ることで、相談窓口が単なる貸付支援の場を超え、相談者の生活全般を支える包括的な支援拠点となることを目指すことが可能となるよう社会福祉士の積極的配置を含めた、これらの施策の検討をお願いいたします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口

2025年5月現在、「（自殺対策に関する）基本理念の追加」「こどもの自殺防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加」「基本施策の拡充」等を目的に、自殺対策基本法の一部改正法案が今国会において審議されていますが、本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自

殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につながるためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いいたします。

○災害福祉支援に関する要望

本会は現在、能登半島地震での災害福祉支援活動を行っていますが、その中で課題も生じてきているところです。今国会では、災害対策基本法等の一部改正法案が審議されていますが、災害救助法の救助の種類に72年ぶりに「福祉サービスの提供」の追加や、DWATの活動のガイドラインが改正され、活動範囲が避難所や車中泊や在宅避難者まで拡大される予定となっております。災害福祉支援活動の実効性をあげるため、次の項目について、関係省庁が連携して社会福祉士の活用等がはかられるよう要望します。

1. 災害ケースマネジメントにおける社会福祉士の活用等

- ①被災地・被災者における高齢化の進行、世帯構造の変化等に対応した支援
- ②在宅避難者や車中泊等、避難場所のスフィア基準、多様化に対応した支援
- ③医療や福祉・介護サービス等が連携した支援
- ④発災直後の福祉サービスの継続を図り、在宅避難、仮設住宅入居後の見守りや相談支援、孤独・孤立防止、介護予防、自立・生活再建等について多職種連携による災害ケースマネジメント体制の構築への参画と支援
- ⑤平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定並びにそれらに記載されている情報、行政の被災者台帳などの情報共有による円滑な支援
- ⑥平時から、地方公共団体の災害対策本部や地域防災会議、防災訓練、NPO・ボランティア団体、関係士業団体連携等へ社会福祉士会の参画
- ⑦DWATにおける全国統一した研修カリキュラムの策定と実施並びにコーディネーターや実践リーダーとしての社会福祉士の活用

2. 災害ケースマネジメントの支援拠点の設置と社会福祉士の配置

国、地方公共団体、多職種の専門職、NPO、ボランティア団体等が連携して途切れない支援を継続的に図るため、災害ケースマネジメントの支援拠点を中央および各都道府県へ設置し社会福祉士の配置を要望します。



左から、岡本副会長、西島会長、水野参事官（内閣府）、山下理事

○「中核機関」への社会福祉士の配置促進

2025年5月20日に開催された「地域共生社会の在り方検討会議」で検討された中間とりまとめ（案）では、「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性」において、「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけが明記されるとともに、「中核機関」の法律上の名称を「権利擁護支援推進センター」とすること等が提案されています。

2024年度本会が実施した調査研究事業「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画で提示された「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」や「地域福祉と家庭裁判所との連携機能の強化」など、中核機関が役割を果たすために、ソーシャルワーク機能の発揮が必要であることが明らかとなりました。

今後、中核機関が求められる役割を担っていくためには、中核機関の組織的強化に加え、中核機関に配置される人材が、地域連携ネットワークを最大限に活用して、地域の多様なリソースを結集させるソーシャルワークの実践を担うことが不可欠です。ソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、専門職後見人として身上保護の専門性を高く評価され、裁判所から数多くの後見等受任の審判を受けているとともに、司法分野の専門職・機関と社会福祉機関の間の調整や、地域の関係機関とのネットワーク構築を担ってきています。今後、法定化された中核機関が機能を発揮するために、専門職後見人等としての知見と経験を有し、地域の各機関と連携してソーシャルワークを展開する社会福祉士を中核機関へ配置することが促進されるよう、施策の検討をお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」

が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ刑事収容施設所在地に居住し生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「所在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の厚生労働省社会・援護局長通知第2-12-「(5)」として改正する等、明示することについて検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者(23/千人)より高く(27/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

○こども家庭ソーシャルワーカー資格取得者を対象とした社会福祉士受験資格要件の緩和について

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについて、令和7年3月、第1回となる資格認定試験が実施され、703人の合格者が誕生しました。日本ソーシャルワークセンターのプレスリリースによると、社会福祉士等有資格者以外の第3号(実務経験者ルート)や第4号(保育士ルート)の受験者は70%を超える高い合格率となりました。また、これらの合格者は、4年以上の児童福祉に関する相談

援助業務の経験を持ち、100.5時間以上の指定研修に加え、第3号は97.5時間、第4号は165時間以上のソーシャルワーク研修の受講が必要とされており、こども家庭分野の実践者として高い専門性を有しており、こどもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケアといった複数の分野にまたがる複雑化・多様化した課題の支援者としてもその活躍が期待されます。そのため、こども家庭ソーシャルワーカー資格を有する者については短期養成施設等ルートの対象とするなど、社会福祉士国家試験の受験資格の緩和について検討をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されています(『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書、平成30年3月27日)。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。

一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと(以下、「相談援助」)を業とする者」とされています。

「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです(「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」)。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

【老健局関係】

○介護保険施設における社会福祉士の評価について

令和6年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」では、生活相談員(社会福祉士)を配置する介護老人福祉施設では看取り介護へ積極的に取り組む可能性が示唆されました。

継続的な調査研究により、社会福祉士が果たす役割や有効性を具体的に明らかにし、その専門性の社会的評価を高めることにより、質の高いケア提供体制の構築

と社会福祉士の適切な活用が進むことを要望します。

【内閣府関係政策統括官〔防災担当〕】

○災害福祉支援に関する要望

本会は現在、能登半島地震での災害福祉支援活動を行っているが、その中で課題も生じてきているところです。国では災害法制の改正に伴い、災害救助法に72年ぶりに福祉サービスの追加や、DWATの活動のガイドラインが改正され、活動範囲が避難所や車中泊や在宅避難者まで拡大される予定となっております。災害福祉支援活動の実効性をあげるため、次の項目について、関係省庁が連携して社会福祉士の活用等がはかられるよう要望します。

1. 災害ケースマネジメントにおける社会福祉士の活用等

- ①被災地・被災者における高齢化の進行、世帯構造の変化等に対応した支援
- ②在宅避難者や車中泊等、避難場所のスフィア基準、多様化に対応した支援
- ③医療や福祉・介護サービス等が連携した支援
- ④発災直後の福祉サービスの継続を図り、在宅避難、仮設住宅入居後の見守りや相談支援、孤独・孤立防止、介護予防、自立・生活再建等について多職種連携による災害ケースマネジメント体制の構築への参画と支援
- ⑤平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定並びにそれらに記載されている情報、行政の被災者台帳などの情報共有による円滑な支援
- ⑥平時から、地方公共団体の災害対策本部や地域防災会議、防災訓練、NPO・ボランティア団体、関係士業団体連携等へ社会福祉士会の参画
- ⑦DWATにおける全国統一した研修カリキュラムの策定と実施並びにコーディネーターや実践リーダーとしての社会福祉士の活用

2. 災害ケースマネジメントの支援拠点の設置と社会福祉士の配置

国、地方公共団体、多職種の専門職、NPO、ボランティア団体等が連携して途切れない支援を継続的に図るため、災害ケースマネジメントの支援拠点を中央および各都道府県へ設置し社会福祉士の配置を要望します。

【内閣府孤独・孤立対策推進室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災

害発生率は全労働者（2.3/千人）より高く（2.7/千人）劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」（2023～2024年度）においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

【こども家庭庁関係】

○子どもの権利擁護のさらなる推進と社会福祉士の積極活用

平成28年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和4年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。その中であって、社会的養護を必要とする子どもたちは、保護者による不適切な養育に加え、家族や地域とのつながりが途切れるほか、施設入所・里親委託による生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。

今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、令和4年成立の児童福祉改正法による「子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）」の養成・確保を早急に進めるほか、子どもアドボケイトとして社会福祉士の位置づけと活用促進および財源措置をお願いいたします。

○こども家庭ソーシャルワーカーの養成推進について

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについて、令和7年3月、第1回となる資格認定試験が実施され、703人の合格者が誕生しました。日本ソーシャルワークセンターのプレスリリースによると、社会福祉士等の有資格者を対象とした第1号（主として児童福祉に係る相談援助2年以上）及び第2号（児童福祉に係る相談援助業

務を含む業務2年以上)の合格率はともに94.0%であり、第3号(実務経験者ルート)の75.2%、第4号(保育士ルート)の74.2%に比べ、極めて高い合格率となっており、実務経験を持つ社会福祉士等の有資格者がこども家庭ソーシャルワーカーに求められる資質の適性を有していることが試験結果から示唆されたものと考えます。よって、今後も引き続き、社会福祉士等を基礎資格とし、実務経験の積み重ねと専門性の高い研修等を受講することにより、児童虐待やその他こども家庭福祉分野における相談や支援を実施できる専門職を養成していくことが必要です。

現在、こども家庭分野において高い専門性を有するソーシャルワーク人材の確保は最重要課題のひとつですが、人口減少のトレンドが進み、地域における専門的支援の担い手不足が指摘される一方、多様化・複雑化が指摘されるこどもや家庭が抱える課題に対して適切な支援を展開していくためには、様々な分野のソーシャルワーク人材が、こども家庭福祉の分野でも活躍することにより、地域共生社会の実現に向けた包括的なこども家庭支援への拡充につながることが期待されます。そのため、社会福祉士等の有資格者が実務経験の分野に関わらずに研修を受講できるよう、こども家庭ソーシャルワーカー指定研修等について、さらなる周知を図るとともに、国が研修機関に対する運営費補助を行うことにより、受講料金の低価格化を図り、受験者の地域や所属等を問わずに受験しやすい環境の整備をお願いします。

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えること

昨今、就学支援に関する各種支援金やアルバイトによる収入など、こども自身の収入や給付金等を保護者が費消してしまい、修学や進学などこどもの生活に支障を来している事例等が散見されます。

こういった事例は、表面的にはこどもの貧困問題として捉えられておりますが、衣食住や医療・教育に係る養育が不適切である「ネグレクト」と同様に、意図してこどもの財産等を保護者が自らの遊興等に費消してしまうことは、こどもの権利の搾取であり、経済的虐待です。

児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、社会全体でこどもの権利侵害を防止するため、児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という。)の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えることを提案いたします。



左から、野中虐待防止対策課長(こども家庭庁)、西島会長、岡本副会長、栗原理事

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカー任用における社会福祉士の配置と勤務条件の改善

スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の業務は児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められました。(『児童生徒の教育相談の充実について』教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017年1月)。

しかし、現在、SSWの配置が徐々に進められているものの、自治体により任用要件にばらつきがあるほか、勤務時間や日数等の制約があるため、こどもや家庭のニーズに合わせた面接や家庭訪問の実施など、専門的なソーシャルワーク支援が十分に展開できていないといえ、総務省の勧告においても、SSWの理解促進や活用事例の共有等が必要と指摘されています(『学校における専門スタッフ等の活用に関する調査』総務省、令和2年5月15日付)。子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、「チームとしての学校」の推進は不可欠であることから、重要な担い手であるSSWとして、社会福祉士の配置と勤務条件(正規職員や週30時間勤務等)の改善をお願いします。

【法務省大臣官房秘書課】

【法務省司法法制部関係】

【法務省刑事局関係】

【法務省矯正局関係】

【法務省保護局関係】

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間(接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める)の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお

願います。また、矯正施設に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会福祉士として社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるよう願います。

○地域支援ネットワークづくりへの社会福祉士の参加促進

孤立しやすい満期釈放者などが“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において、支援のネットワークづくりが進められています。関係機関における社会福祉士の活用がより促進されるように、地方公共団体における再犯防止の取り組みを促進するための協議会などへ、地域生活定着支援センター職員並びに都道府県社会福祉士会からの推薦を受けた社会福祉士が積極的に参画できるよう関係部局へ働きかけをお願いします。

また、「更生保護地域寄り添い支援事業」が全国4か所で実施されていますが、継続的な支援を必要とする罪を犯した方と支援者の双方に寄り添った支援が展開される重要な事業であるため、十分な予算を確保し、全国展開することについて検討していただけますようお願いいたします。

○更生支援計画の活用促進

更生支援計画書（以下「計画書」という。）は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護人からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であり、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、当該者が受刑者となった場合においても、社会復帰支援等を実施する上で有益な資料となり得るものです。

現在は日本弁護士連合会が独自に、社会福祉士などが作成する更生支援計画書に関わる費用の支弁を実施していますが、日本弁護士連合会の負担ではなく法テラスなど、国費の支出とすることを検討していただけますようお願いいたします。

○福祉支援課程等における社会福祉士の活用促進

刑法改正により本年6月から拘禁刑が導入され、矯正施設では、知的障害や精神障害などがある受刑者の社会復帰などを支援するための新たなプログラム「福祉支援課程」等が実施されますが、指導スタッフに社会福祉士など積極的に採用することを検討していただけますようお願いいたします。

【出入国管理庁関係】

○外国人支援に係る連携・協働の強化

本会では、2006年度から現在まで、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催してきたほか、滞日外国人が直面する生活上の困りごとの実情および解決に向けた連携についての調査研究事業「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業2017年度）」や、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業2018年度）の発刊等を通じ、多様な資源をコーディネートしながら生活課題の解決に導く福祉専門職の養成に尽力して参りました。

これらの実践から、外国人との共生、そして外国人の生活の困りごとの解決においては、福祉専門職を含む関係者の連携・協働が不可欠であることを認識しております。今後、社会福祉士との積極的な連携や協働、さらにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士を外国人支援コーディネーターとして配置促進されるよう活用の検討をお願いします。

また、外国人支援コーディネーターの資格のあり方を検討するにあたっては、本会との連携及び協議の場を設けていただきますようお願いいたします。

○外国人支援コーディネーター養成研修受講対象の拡大

令和6年度から、第1期の外国人支援コーディネーター養成研修が開催されていますが、この研修の受講対象者は、地方公共団体等の外国人向けの相談窓口の実務経験がある者に限定されている実態があります。

社会福祉士等の国家資格保有者については、「実務経験を不要とする」とされているものの、プログラムの中で「受講生が所属する職場等において、職場等の理解と協力の下で業務を通じた「実践」が求められており、実質的に、外国人向けの相談窓口以外の機関（例えば、社会福祉協議会や地域包括支援センター等）に所属する国家資格保有者が、この資格を取得し、外国人支援の相談スキルを向上させようと考えたとしても、「実践」の場がないために、受講することができない現状があります。

人口減少のトレンドの中、実践力のある様々な分野のソーシャルワーク人材が、外国人支援の分野でも活躍できるよう、「実習」「追加研修」等の代替策を設定するなど、実質的に、国家資格保有者が、希望すれば受講可能となるよう、プログラムの検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者(23/千人)より高く(27/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いします。

【総務省 自治行政局国際室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者(23/千人)より高く(27/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いします。

厚生労働省主催「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」に出席しました

7月2日(水)に厚生労働省で「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」が開催され、本会から山下会長および岡本副会長が出席しました。

はじめに福岡厚生労働大臣から「関係団体間の連携強化の一環として、初めて連絡会議開いた」と挨拶がありました。災害から国民の命や健康を守るため、能登半島地震における災害対応を踏まえ、被災者支援の初動対応の迅速化や標準化を図るため、平時からの保健・医療・福祉の関係団体の連携強化、保健医療福祉活動チームに係る体制構築について示されました。

続いて、保健医療福祉の関係団体(出席46団体)から、能登半島地震における活動の振り返り、今後の災害対応に向けた取組みについて報告がなされました。山下会長からは、石川県社会福祉士会と日本社会福祉士会はソーシャルワークを基盤とした支援

を実施し、支援活動のための全国の社会福祉士登録者は2025年6月29日現在376人となっており、同年5月31日現在延べ1,886人が支援活動を行っていること、今後、被災地の変化・被災者ニーズに合った活動を行うための支援体制を構築し、被災者見守り活動にテーマ別の専門的なアプローチを実施する予定であることを報告しました。



会の取組みを報告する山下会長

2025年度補助金事業

災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究事業

厚生労働省の2025（令和7）年度社会福祉推進事業「災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究事業」が採択されました。

本調査研究事業では、東日本大震災以降の被災地域で実施された支援の取組みにおいて、社会福祉士等の専門職が、専門職団体、災害ボランティアセンター、地域支え合いセンター等の各機関において、コーディネーターやスーパーバイザーとしての活動を含め、災害前・災害後の段階に応じて、どのような活動をしてきたのか調査を行い、実態や課題を把握の上、事例集として整理を行います。

また、都道府県単位で、福祉関係の専門職で編成される災害時の要援護者らを支援する「災害派遣福祉チーム（DWA T）」および被災者見守り・相談

支援等事業の委託により、個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点として設置される「地域支え合いセンター」等における社会福祉士等の福祉専門職が担っている役割等について把握するため、アンケート調査等を実施します。

これらの調査結果を踏まえて、社会福祉士等による被災者支援の活動に関するコーディネーターやスーパーバイザーとしての役割を整理します。



[ホーム](#) > [市民の皆様へ](#) > [助成・補助・委託事業](#) > [2025年度補助金・助成金事業](#)

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業

厚生労働省の老人保健健康増進等事業「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」について、2025年度も継続して本会の研究申請が採択されました。

2024年度の調査研究では、介護老人福祉施設において、生活相談員に社会福祉士が配置されている場合、看取り介護加算算定者数やACP^{*}取組み人数が多いということなどが定量的に示唆されました。

そこで、2025年度は生活相談員に社会福祉士が配置されている場合、看取り介護加算算定者数やACP取組み人数がなぜ多くなるのか因果関係を明らかにしていくため、引き続き介護老人福祉施設への量的調査を行います。

また、介護老人福祉施設と同様、生活相談員が配置されている特定施設入居者生活介護において、社会福祉士がどのような有効性を発揮しているのかについても調査を行います。

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、将来の変化に備え、将来の医療およびケアについて、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組みのことです。



[ホーム](#) > [市民の皆様へ](#) > [助成・補助・委託事業](#) > [2025年度補助金・助成金事業](#)

最高裁判所より後見等事務報告について周知と協力の依頼がありました。ご一読ください。

後見等事務報告に関する統一書式と後見人に求められる身上保護事務について

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 遠藤 圭一郎

2022(令和4)年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、家庭裁判所は、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して、身上保護事務を含めた不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について対応することが期待されています。こうした背景もあり、家庭裁判所における後見事務の監督は、本人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるような後見事務がなされているか、すなわち、身上保護事務のプロセスを一連のものとして捉えた上で、本人の意思の尊重や心身の状態・生活の状況への配慮について後見人に裁量の逸脱・濫用がないかといった観点から行われているものと承知しています。

また、2025(令和7)年4月からは、統一された後見等事務報告書を用いた運用が全国の家庭裁判所で開始されましたが、同書式においても、同じ観点から、後見人が本人の意思や価値観等を理解し、本人の心身の状態・生活の状況等を把握するために、本人との関係を構築・維持しているか、周囲の支援者と連携して必要な範囲の情報共有を行い、チームとして本人を支援する環境が整っているかといった事情を把握するための報告項目が設けられていますので、新たな運用に戸惑う後見人がいらっしゃるかもしれません。

例えば、報告書式には本人等との面談状況に係る項目が設けられていますが、実際にどの程度の頻度で面談をしなければならないのかについて関

心をお持ちの方も多いためです。本人の状況の把握や本人との適切な関係構築の方法は事案ごとに異なり、また、後見人には広い裁量がありますから、一概にどの程度の面談が必要ということは困難です。他方で、本人の判断能力の低下により会話をすることが難しい場合であっても、それゆえに、本人の状況の把握等のための面談意義が全て失われるとは思われません。重要なことは必要とされる尊重や配慮が適切に行われることであり、そうした観点からの後見人の裁量的判断として面談の頻度や内容等を決めていただくことになると考えています。さらに、後見人を含めたチームの内実は様々であるものの、「チーム支援」という意味では、例えばケース会議への参加は、後見人がチームの他の支援者と情報を共有し、今後の支援方針を決めるに当たり、重要な意義を有するといえます。

このような考え方を敷衍しますと、合理的な理由なく、長期間にわたって本人と面談していなかったり、他の支援者からの連絡に応じず、ケース会議にも参加しないなど周囲の支援者と連携をとっていなかったりしている事案は、後見人に与えられた裁量の逸脱・濫用があると認められ得るところです。

今後とも後見人の皆様におかれては、本人の尊重や配慮の観点から後見事務を行っていただき、統一書式にてその内実を御報告いただければと考えています。

厚生労働省より障害福祉分野における相談支援員について周知と協力の依頼がありました。ご一読ください。

障害福祉分野における新たなソーシャルワーク職種(相談支援員)の創設について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室(併)こども家庭庁 支援局・障害児支援課 相談支援専門官 小川 陽

2024(令和6)年度の障害福祉サービス等報酬改定において、障害者や障害児等の相談支援に関わる職種として、障害福祉分野における「相談支援員」が新たに創設されました。

障害福祉分野では、相談支援専門員として「サービス等利用計画」の作成等の相談支援業務に従事するためには、所定の実務経験及び研修を修了することが必要でした。「相談支援員」創設後は、「社会福祉士」または「精神保健福祉士」の資格を持ち、常勤専従として、一定の要件を満たす相談支援事業所に勤務した場合、「相談支援員」としてサービス等利用計画の原案の作成等の相談支援に従事できるようになります。

今般、厚生労働省では、「相談支援員」の周知を図るため、社会福祉士等の養成機関、資格取得を目指している学生、社会福祉士等の有資格者等向けにリーフレットを作成しました。

社会福祉士の皆様におかれましては、ぜひ後輩の学生、障害福祉分野や相談支援に興味のある方にご紹介いただけましたら幸いです。

障害福祉分野では、既に様々な場で社会福祉士の皆様に活躍していただいています。今回の「相談支援員」が社会福祉士の新たな活躍の場となること、そして、地域共生社会の実現に向け、障害者や障害児等の相談支援が地域においてさらに充実していくことを期待しています。



【参考】令和6年度 障害者総合福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究」(一般社団法人 北海道総合研究調査会)

<https://www.hit-north.or.jp/report/2025/04/09/3118/>

生涯研修センター情報

「2025年度独立型社会福祉士研修」のご案内

本研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっています。

【日程】

(1)事前課題：2025年10月1日(水)～10月31日(金)

(2)スクーリング：2025年12月7日(日)

【会場】オンライン研修(e-ラーニング、Zoomミーティング)

【定員】45人(先着順)

【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項をご確認の上、お申込みください。



「第22回独立型社会福祉士全国実践研究集会」のご案内

本研究集会は、独立型社会福祉士名簿登録者または独立型社会福祉士に関心のある方を参加対象として開催します。

本研究集會を修了することで、独立型社会福祉士名簿登録更新要件の1つを満たすことができます。

【日程】2026年1月12日(月祝)

【会場】オンライン会議室(Zoomウェビナー)

【定員】120人(先着順)

【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項をご確認の上、お申込みください。

その他の情報

変更届の提出(氏名、住所、勤務先変更)

氏名・住所・勤務先に変更がある場合は(市町村合併により住所表記が変更となった場合も)本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。

詳細は本会ホームページでご確認ください。



【よくある質問】

新刊・近刊等情報 Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■国際ソーシャルワーク 新たな概念構築

編著者：松尾 加奈(千葉県社会福祉士会)

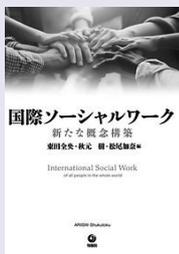
発行元：旬報社

発行年月：2025年3月

A5版 / 269頁

価格：3,000円(税別)

主流の国際ソーシャルワークが生まれて間もなく100年を迎えようとしているが、いまだこれらの



根源的な問いは重要であり続けている。本書は、国際ソーシャルワークについて、それらのごく基礎的な、しかし最も重要ともいえる問いに挑む。

『International Social Work of all People in the Whole World A New Construction Second Edition』(旬報社刊)の邦訳。

■対人援助の現場で使えるソーシャルワーク技術

著者：水島 正浩(神奈川県社会福祉士会)

発行元：翔泳社

発行年月：2025年6月

B5変型版 / 160頁

価格：2,200円(税別)

本書は、感覚的な支援を共通の言語に変換して質を向上させるための実践的なテキストです。支援の現場で使われる主

要なソーシャルワークの理論や技術について、図解や事例をまじえながらコンパクトに解説しています。学んだ理論や技術がどのように実践につながっていくのかがわかり、支援に行き詰まりを感じた時などに基本に立ち返るきっかけにもなるでしょう。対人援助の専門職を目指す方々が学ぶ際や指導する際の教科書や参考書として、また福祉だけでなく、保育、心理、医療、教育、行政などの他の分野における対人援助の実践者の学びや研修の資料としても利用できる内容です。



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

9月

6日(土)理事会

6日(土)～7日(日)都道府県社会福祉士会会長会議

8日(月)第3回権利擁護あり方検討委員会

14日(日)第2回生活困窮者支援委員会

14日(日)～15日(月)2025年度スーパーバイザー養成研修

27日(土)2025年度第2回全国生涯研修委員会議

10月

18日(土)第6回業務執行理事打合せ理事会

19日(日)生涯研修センター企画・運営委員会

11月

8日(土)第4回学会運営委員会

9日(日)基礎研修プログラム検討PT

15日(土)第7回業務執行理事打合せ理事会

23日(日)倫理綱領・行動規範講師養成研修

都道府県ばあとなあ連絡協議会

30日(日)都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議

都道府県社会福祉士会 会員情報

7月31日付 会員数 47,091人

7月中入会 会員数 231人

前年同月会員増減数 720人増

前年同月会員増減率 1.55%増

